（様式に関する経過措置）

3　第一条の規定による改正前の労働安全衛生規則第八十四条の規定による安全衛生改善計画作成指示書並びに同令第九十五条の三及び第九十五条の三の二の規定による証票並びに第三条の規定による改正前の産業安全専門官及び労働衛生専門官規程第五条の規定による証票は、当分の間、それぞれ、新安衛則第八十四条の三の規定による安全衛生改善計画作成指示書並びに新安衛則第九十五条の三及び第九十五条の三の二の規定による証票並びに第三条の規定による改正後の産業安全専門官及び労働衛生専門官規程第五条の規定による証票とみなす。

告示

○総務省告示第百六十七号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第一号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第八号（地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶以外を指定する等の件）の一部を次のように改正し、平成二十七年度分の固定資産税から適用する。

平成二十七年四月十五日

総務大臣　山本　早苗

第一号１中

「（　60）	大阪府都市開発株式会社	同　」を
「（　60）	泉北高速鉄道株式会社	同　」に

改める。

第一号３中

「（　9）	ＪＡ80ＣＴ	新潟県知事　」を
「（削除）	削除	削除　」に

改める。

第二号２中

「（　18）	ＪＡ01ＲＪ	
（　18）の２	ＪＡ01ＶＡ	」を
「（　18）の２	ＪＡ01ＶＡ	」に、
「（　42）	ＪＡ06ＲＪ	」を
「（　42）	ＪＡ06ＲＪ	
（　42）の２	ＪＡ06ＶＡ	」に、
「（　55）	ＪＡ16ＡＮ	
（　55）の２	ＪＡ16ＪＪ	」を
「（　55）	ＪＡ16ＡＮ	
（　55）の２	ＪＡ16ＪＪ	
（　55）の３	ＪＡ16ＫＺ	」に、
「（　57）	ＪＡ18ＡＮ	
（　57）の２	ＪＡ18ＪＪ	
（　57）の３	ＪＡ18ＫＺ	
（　57）の４	ＪＡ19ＪＪ	」を
「（　57）	ＪＡ18ＡＮ	
（　57）の２	ＪＡ18ＪＪ	
（　57）の３	ＪＡ18ＫＺ	
（　57）の４	ＪＡ19ＪＪ	
（　57）の５	ＪＡ20ＪＪ	」に、
「（　119）	ＪＡ329Ｊ	
（　119）の２	ＪＡ330Ａ	
（　119）の３	ＪＡ330Ｂ	
（　119）の４	ＪＡ330Ｄ	
（　119）の５	ＪＡ330Ｅ	」を
「（　119）	ＪＡ329Ｊ	
（　119）の２	ＪＡ330Ａ	
（　119）の３	ＪＡ330Ｂ	
（　119）の４	ＪＡ330Ｄ	
（　119）の５	ＪＡ330Ｅ	
（　119）の６	ＪＡ330Ｆ	」に、
「（　281）	ＪＡ73ＮＢ	」を
「（削除）	削除	」に、
「（　291）	ＪＡ743Ｊ	
（　291）の２	ＪＡ744Ａ	
（　291）の３	ＪＡ745Ａ	
（　291）の４	ＪＡ74ＡＮ	
（　291）の５	ＪＡ75ＡＮ	
（　291）の６	ＪＡ76ＡＮ	
（　291）の７	ＪＡ77ＡＮ	
（　291）の８	ＪＡ78ＡＮ	
（　291）の９	ＪＡ79ＡＮ	」を
「（　291）	ＪＡ743Ｊ	
（　291）の２	ＪＡ744Ａ	
（　291）の３	ＪＡ745Ａ	
（　291）の４	ＪＡ74ＡＮ	
（　291）の５	ＪＡ75ＡＮ	
（　291）の６	ＪＡ76ＡＮ	
（　291）の７	ＪＡ77ＡＮ	
（　291）の８	ＪＡ78ＡＮ	
（　291）の９	ＪＡ79ＡＮ	
（　291）の10	ＪＡ80ＡＮ	」に、
「（　337）	ＪＡ807Ａ	
（　337）の２	ＪＡ807Ｐ	
（　337）の３	ＪＡ807Ｘ	
（　337）の４	ＪＡ808Ａ	
（　337）の５	ＪＡ808Ｐ	
（　337）の６	ＪＡ808Ｘ	
（　337）の７	ＪＡ809Ａ	
（　337）の８	ＪＡ809Ｐ	
（　337）の９	ＪＡ809Ｘ	
（　337）の10	ＪＡ810Ａ	
（　337）の11	ＪＡ810Ｐ	
（　337）の12	ＪＡ810Ｘ	
（　337）の13	ＪＡ811Ａ	
（　337）の14	ＪＡ811Ｐ	
（　337）の15	ＪＡ811Ｘ	
（　337）の16	ＪＡ812Ａ	
（　337）の17	ＪＡ812Ｐ	
（　337）の18	ＪＡ813Ａ	
（　337）の19	ＪＡ813Ｐ	
（　337）の20	ＪＡ814Ａ	
（　337）の21	ＪＡ815Ａ	
（　337）の22	ＪＡ816Ａ	
（　337）の23	ＪＡ817Ａ	
（　337）の24	ＪＡ818Ａ	」を